

鴨川市教育・保育施設障害児等受入促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月24日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第27号

鴨川市教育・保育施設障害児等受入促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市教育・保育施設障害児等受入促進事業費補助金交付要綱（平成29年鴨川市告示第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「配置する事業」の次に「及び言語聴覚士を配置する事業」を、「以下」の次に「これらを」を加え、同条第2項中「人件費の額」を「人件費及び言語聴覚士を配置するために要した委託費の合計額」に改める。

第7条第4号中「前3号」を「前4号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4）言語聴覚士の配置に係る委託契約書の写し

別記第5号様式中 「（3）給与支払明細書の写し（職員定数を超過して配置している）  
（4）上記のほか、市長が必要と認める書類

保育教諭等の給与に係るもの) を 「（3）給与支払明細書の写し（職員定数を超過）  
（4）言語聴覚士の配置に係る委託契約書の  
（5）上記のほか、市長が必要と認める書類  
て配置している保育教諭等の給与に係るもの）  
写し に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用する。